

業 務 連 絡  
平成30年5月9日

各 自動車整備振興会 御中

一 般 社団法人 日本自動車整備振興会連合会  
事 業 部

タカタ製エアバッグリコールの未改修車両を車検で更新しない措置の対象車両で未改修の場合に運輸支局等の窓口で出される警告文について

前略 国土交通省では、平成30年5月よりタカタ製エアバッグの更なるリコール改修促進のため、タカタ製エアバッグ未改修車両の車検で有効期間を更新しない措置を講じているところです。

今般、当該措置の対象車両で未改修の場合に、運輸支局等の窓口で出される警告文について、特例告示の警告文（別添1）と通常の警告文（別添2）の2種類が存在していることから、国土交通省よりサンプルの提供がありましたので、警告文が出されるパターン（参考）と併せてお知らせいたします。

本警告文2種類については、通常は改修済み（改修実績がMOTASに反映済み）となった時点で解除され、出されないこととなりますが、通常の警告文は別途管理されており、現在、国土交通省においては、特例告示の警告文に係る作業を優先しているため、改修済み（改修実績がMOTASに反映済み）となった後でも、通常の警告文のみが出続けてしまうという状況にあることが判明しております。

つきましては、通常の警告文が出された場合においても、当該措置は適用されずに車検は更新されますので、ご留意いただくとともに、貴会会員整備事業者にも周知くださるようお願いいたします。

なお、通常の警告文のみが出続けてしまう件につきましては、国土交通省において早急に解除作業を進め、改善する予定となっておりますこと、及び、本件につきましては、後日、改めて貴会専務理事宛てにお知らせしますことを申し添えます。

草々

（本件に関する問合せ：日整連 事業部 小山、教育・技術部 根本）

## 特例告示の警告文（サンプル）

本日検査の申請がありました「品川 3 A A さ 6 0 1」については、リコール改善措置が未実施な自動車として、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示（平成 2 9 年国土交通省告示第 1 1 5 4 号）に基づき、自動車検査証の有効期間の更新をすることができません。

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。

## 【リコール内容】

助手席側エアバッグ・リコールの対象車両になっておりますので、早急に改修作業を受けてください。エアバッグが展開した時に内部部品が破損して飛び散り出火したり乗員が負傷する恐れがあります。最寄りのコクド販売店で早急に改修作業を受けてください。なお、ご不明な点は、コクド自動車お客さま相談室までお問い合わせください。（営業時間 9：00－17：00 フリーダイヤル 0120－000－000）

なお、当該通知に係るリコール改修が終了したことを証する書面を審査結果通知がなされた日又は保安基準適合証の検査日から起算して 1 5 日以内に提示して下さい。1 5 日以内に提示されない場合には、再度、検査が必要となります。また、再度、検査を行う場合には自動車損害賠償責任保険など必要書類の期日をご確認ください。

平成 30 年 5 月 1 日

東京運輸支局長

★★★ [WOP400] ★★★ 00187

0 5 - 0 4 8 1

品川 3 A A さ 6 0 1 , S N O 0 6 0 1 , 継 続 検 査

30. 5. 1

メッセージ内容

あなたの車両は、リコール届出（対策番号 1-3674）がなされていますので、未対策の場合には、速やかにもよりの販売店に行き、改善措置を受けて下さい。

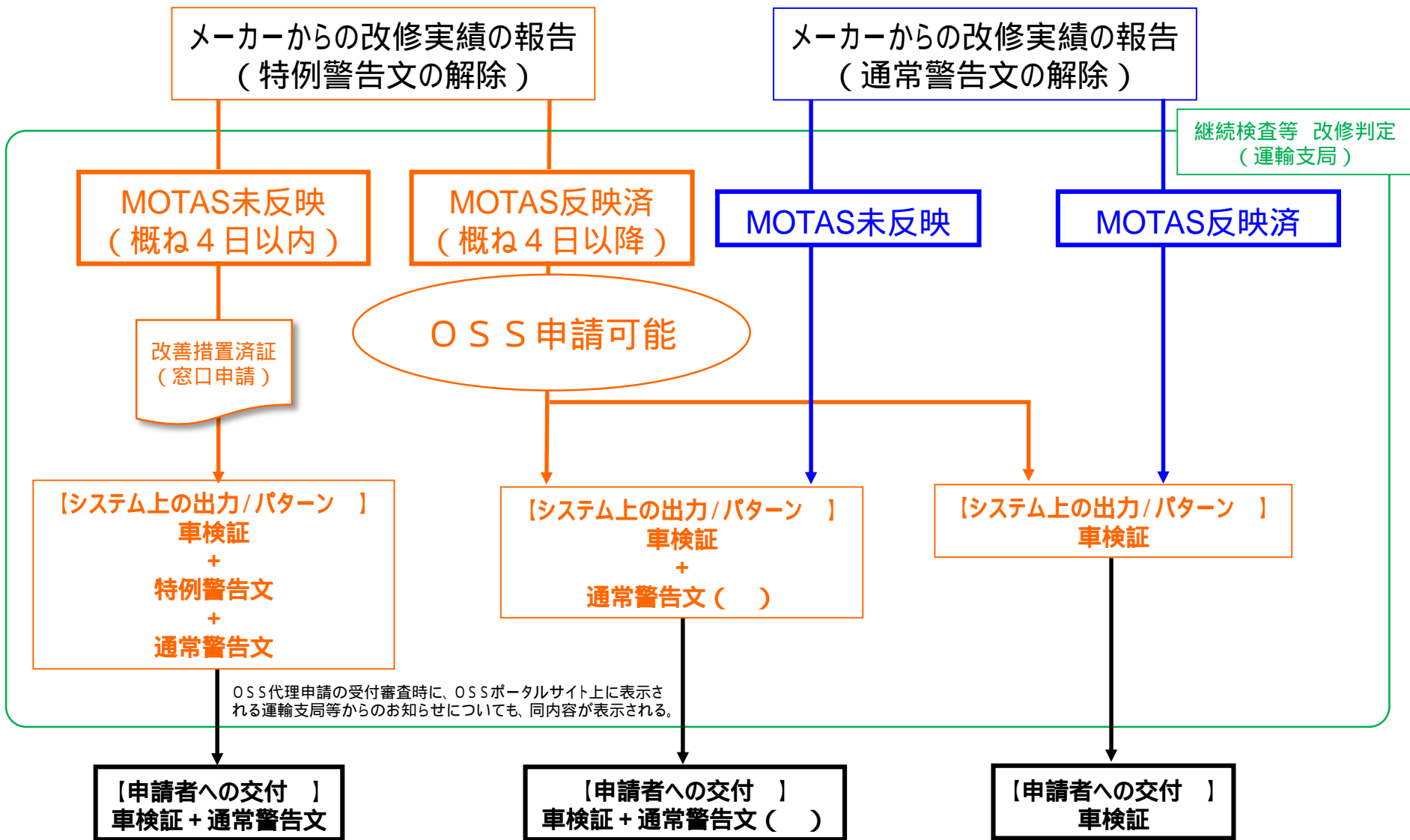
< R e c a l l N o t i c e >

S i n c e y o u r v e h i c l e h a s b e e n r e c a l l e d , y o u s h o u l d c o n t a c t y o u r d e a l e r t o a r r a n g e f o r t h e r e c a l l r e p a i r a s s o o n a s p o s s i b l e .

【リコール内容】

【警告】 助手席側エアバッグ・リコールの対象車両になっていますので、早急に改修作業を受けてください。エアバッグが展開した時に内部部品が破損して飛び散り、出火したり乗員が負傷する恐れがあります。最寄りのコクド販売店で早急に改修作業を受けてください。なおご不明な点は、コクドお客様相談センターまでお問い合わせください。（フリーダイヤル：0120-000-000）

# 参考：警告文が出されるパターン



通常の警告文は別途管理しており、現状、特例告示の警告文に係る作業を優先しているため、通常の警告文のみが出続けてしまうという状況にある。  
また、国土交通省において早急に解除作業を進めており、通常の警告文についても随時設定が解除される予定。

## 【留意事項】

- ・概ね4日以降であっても改善措置済証が必要となる場合がありますので、必ず申請時にお持ちください。(OSS除く)
- ・通常の警告文は更新した車検証と交付されます。
- ・OSS代理申請の受付審査時に、通常の警告文のみが表示された場合は、車検を更新しない措置は適用されません。